

都道府県における法律相談等に関する取り組み

平成 15 年 5 月 30 日
全 国 知 事 会

資料説明

資料は、全都道府県を対象に調査を行い、その結果をまとめたものである。
(全都道府県回答)

都道府県の実施する法律相談等については、「都道府県が直接相談窓口を設置し実施するもの」と、「都道府県が間接的（弁護士会等への委託等）に相談窓口を設置し実施するもの」に分類を行った。

また、上記窓口については、次のように分類を行った。

(1) 総合的法律相談等

住民相談全般にわたって幅広く相談を受け付けているもの

(2) 特定の事項ごとに実施する法律相談等

交通事故や女性のための法律相談等特定の事項ごとに受け付けているもの

相談窓口の設置箇所数については当該都道府県に設置されている窓口数の合計、窓口の開設回数については、当該都道府県において1ヶ月間に開設された回数の合計である。また、開設時間は1回あたりの窓口開設時間であるが、「特定の事項ごとに実施する法律相談等」が複数実施されており、開設時間が異なる場合は、当該都道府県の1回あたりの相談窓口開設時間を平均したものである。

本調査は、平成15年4月1日現在の取り組みの状況をまとめたものである。

目次

都道府県における法律相談等の実施状況

- 1 都道府県における法律相談等の実施状況
- 2 都道府県が直接実施する法律相談等について
 - (1) 総合的法律相談等について
 - (2) 特定の事項ごとに実施する法律相談等について
- 3 都道府県が間接的に実施する法律相談等について
- 4 法律相談窓口を設置していない理由について

司法アクセスの拡充に関する都道府県の意見

- 1 司法の利用相談窓口等の拡充について
- 2 弁護士過疎地域等における取り組みについて
- 3 法律相談窓口の設置等に関する市町村、弁護士会等との協力について
- 4 「総合的法律サービスの提供の仕組み」について

都道府県における法律相談等の実施状況

1 都道府県における法律相談等の実施状況

(1) 都道府県における法律相談等の実施状況 (総括表)

法律相談等を実施している 43団体 (91.4%)

法律相談等を実施していない 4 団体 (8.5%)

(2) 法律相談等を実施している団体の内訳 (複数回答)

都道府県が直接法律相談等を実施

- ・ 総合的な法律相談等を実施 : 17 団体 (資料 P 5 ~ 7 参照)
- ・ 特定の事項ごとに法律相談等を実施 : 37 団体 (資料 P 8 ~ 10 参照)
- 総合・特定両方の相談窓口を設置 : 12 団体

都道府県が間接的に法律相談等を実施 (資料 P 11 ~ 12 参照)

- ・ 総合的な法律相談等を実施 : 2 団体
- ・ 特定の事項ごとに法律相談等を実施 : 18 団体

直接・間接両方の相談窓口を設置 : 19 団体

2 都道府県が直接実施する法律相談等について

(1) 総合的法律相談等について(17団体)

ア. 相談内容(主なもの)

住民相談全般にかかる法律事項

交通事故

家庭(離婚等)

多重債務等

イ. 総合的法律相談窓口の設置箇所数

1カ所 : 6団体

2～4カ所 : 3団体

5～9カ所 : 7団体

10カ所以上 : 1団体

ウ．総合的相談窓口の開設回数・時間

）開設回数（1ヶ月の当該団体での開設回数合計）

2回～4回 ： 4団体

5回～9回 ： 3団体

10回～19回 ： 5団体

20回以上 ： 5団体

）開設時間（1回あたりの窓口開設時間）

2時間 ： 2団体

3時間 ： 12団体

4時間 ： 1団体

5時間以上 ： 2団体

エ．総合的相談窓口の体制

弁護士が対応：15団体

(窓口ごとに1名の弁護士が配置されている場合が多い)

職員対応：2団体

(相談窓口には5名～7名の職員を配置)

相談窓口の規模(本庁内に設置している場合)：職員数は2名～11名

オ．法律相談の相談費用：すべて無料で実施

カ．事業予算(平成15年度予算)

1,000万円以下：5団体

～3,000万円以下：2団体

～5,000万円以下：6団体

5,000万円以上：2団体

最大：6,449万円(県民相談窓口の経費を含む)

(2) 特定の事項ごとに実施する法律相談等について (37団体)

ア . 相談内容 (複数回答)

女性 : 23団体

(男女共同参画、母子家庭等)

交通事故 : 23団体

消費生活 : 14団体

(消費者、多重債務等)

高齢者 : 8団体

労働 : 8団体

中小企業 : 3団体

(経営等にかかる法律相談)

その他 : 19団体

(外国人、不動産取引、暴力団、NPO、人権、障害者、特許等)

イ．特定の法律相談窓口の設置箇所数
(当該団体における特定法律相談窓口合計)

1ヶ所	:	9団体
2～4ヶ所	:	16団体
5～9ヶ所	:	9団体
10ヶ所以上	:	3団体

ウ．特定の法律相談窓口の開設回数・時間

) 開設回数 (当該団体の1ヶ月の窓口開設回数合計)

1回	:	2団体
2～4回	:	6団体
5～9回	:	9団体
10～29回	:	10団体
30回以上	:	10団体

) 開設時間 (当該団体の1回あたりの平均開設時間)

2時間未満	:	5団体
～4時間	:	19団体
～6時間	:	6団体
～8時間	:	7団体

エ．特定の法律相談窓口の体制

弁護士が対応（窓口ごとに1名の弁護士が配置されている場合が多い）

隣接法律専門職種が対応（税理士、弁理士）

職員対応（3名～9名の職員が対応）

オ．相談費用

無料で実施

3 都道府県が間接的に実施する法律相談等について

(1) 提携先 (複数回答)

弁護士会等 : 12団体

(弁護士会、法律扶助協会)

その他 : 18団体

(都道府県出資の財団・事業団、商工会議所、社会福祉協議会等)

(2) 提携の方式 (複数回答)

委託 : 17団体

助成、補助 : 11団体

委嘱 : 1団体

(3) 相談内容 (複数回答)

総合的な法律相談を実施： 2団体

特定の事項ごとに法律相談を実施

- ・ 高齢者 : 9団体
- ・ 消費者 : 3団体
- ・ 女性 : 5団体
- ・ 交通事故 : 1団体
- ・ その他 : 25団体

(外国人、障害者、人権、暴力団、中小企業、社会福祉施設経営等)

(4) 相談費用

無料で実施

4 法律相談窓口を設置していない理由について

《理由》

以前は実施していたが、市町村や弁護士会等による法律相談窓口の設置、拡充を受け、事業を終了した。

市町村に法律相談窓口が設置されており、また、県に対して設置の要望がないため。

市町村や弁護士会等で法律相談が実施されており、また、県内の弁護士数が少ないため、これ以上窓口を設置することが困難であるため。

司法の側で対応すべきという観点から、自治体が窓口を設けることは考えていない。

《今後の設置予定》

特段設置の予定はない。

関係機関との意見交換や、市町村の実施状況等を踏まえ、今後検討したい。

司法アクセスの拡充等に関する都道府県の意見

1 司法の利用相談窓口等の拡充について

司法の利用相談窓口等を拡充すべき：14団体

- ・ 国において拡充すべき：5団体
- ・ 弁護士会等において拡充すべき：2団体

都道府県における取り組みを拡充：10団体

- ・ ホームページの活用、相談回数を増やす：6団体
- ・ 現在の取り組みを周知徹底する：4団体

現在の取り組み以上のことは考えていない：4団体

現在の体制ではこれ以上の取り組みは困難。新しい仕組みが必要：2団体

市町村の取り組みを受け、事業縮小の方向で検討している：1団体

今後、要望等に応じて検討：10団体

2 弁護士過疎地域等における取り組みについて

《これまでの取り組み》

都道府県独自に対応：11団体

（地方事務所等への法律相談窓口の設置、巡回相談の実施等）

支援・協力を行った：6団体

（弁護士事務所等の設置の支援、運営費補助、広報等）

《今後の取り組みについて》

今後も必要に応じて協力したい：6団体

都道府県で対応したい：2団体

今後検討する：5団体

協力等は考えていない：1団体

3 法律相談窓口の設置等に関する市町村、弁護士会等との協力について

(1) 市町村との協力

《これまでの協力等》

相互に協力等行っている： 13団体

(相談窓口の紹介、情報の交換、広報を通じた協力等)

《今後の協力等について》

協力していきたい： 7団体

(相談窓口の紹介、情報のネットワーク化等)

今後新たに検討していきたい： 4団体

(2) 弁護士会等との協力

《これまでの協力等》

相互に協力している： 31団体

- ・ 弁護士等の派遣の依頼： 21団体
- ・ 法律相談窓口の紹介等： 7団体
- ・ 法律相談事務所等施設建設の支援、運営費補助等： 3団体

《今後の協力等について》

今後、新たに検討していきたい： 9団体

4 「総合的法律サービス提供の仕組み」について

《 「総合的法律サービス提供の仕組み」の必要性について 》

そのような仕組みは必要： 27団体

仕組みが明らかでないので何とも言えない： 1団体

《 「総合的法律サービス提供の仕組み」の構築についての意見 》

十分な検討が必要： 12団体

(都道府県の役割、財政負担の有無、実施主体、関係機関との調整等)

情報の提供や広報等では協力できる： 4団体

法律相談窓口を拡充するとしても、都道府県の事務と無関係なものまで対象を広げることは困難。対応に限界： 2団体

既にホームページを利用して、同様の取り組みを行っている： 1団体

今後の国の検討結果次第で検討： 2団体